

令和7年度青森県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内の障がい福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的として、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（令和7年12月26日付け障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）（以下「実施要綱1」という。）及び障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（令和7年12月26日付けこ支障第447号こども家庭庁支援局長通知の別紙）（以下「実施要綱2」という。）に基づき、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、処遇改善の取組を推進する（又は見込み）県内の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、処遇改善加算の対象外サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）事業所（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）が人件費の改善を行う事業（以下「青森県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業」という。）に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、障害福祉サービス事業所等を運営する事業者に対して、令和7年度青森県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費、補助金の額及び補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は実施要綱1の7又は実施要綱2の7の規定に基づき実施する、障害福祉従事者の賃金改善等に要する経費とする。

2 補助金の額は、実施要綱1の5又は実施要綱2の5に定める額以内の額とする。

3 本事業の対象は、実施要綱1の6又は実施要綱2の6に定める要件を満たしている（処遇改善加算については申請時に算定している場合を含む。）又は令和8年度中に満たすことを誓約する障害福祉サービス事業所等とする。なお、要件を満たすことを誓約する事業所等は、第8に規定する実績報告において要件を満たしたことを報告することとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、令和7年度青森県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 口座振替申出書（第2号様式）
- (2) 通帳の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更に係る届出書（障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業）（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 障害福祉サービス事業所等が事業継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、特別な事情に係る届出書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和7年度青森県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (5) 実施要綱1の8（3）又は実施要綱2の8（3）に規定する届出内容を証明する資料の保管を行うとともに、知事から求めのあった場合は速やかに提示すること。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(交付方法)

第6 補助金は、概算払とする。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、令和7年度青森県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金請求書（第6号様式）により知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条に規定する実績報告は、補助金の交付に係る年度の12月28日までに令和7年度青森県障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業実績報告書（第8-1号様式）
- (2) 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業実績報告書（事業所別個表）（第8-2号様式）

附 則

この要綱は、令和8年3月31日に施行し、令和7年12月16日から適用する。